

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 神奈川県(以下「県」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物に限る。)について、県内市町村が住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱(令和7年3月31日国住街第144号、国住市第98号、国住木第110号国土交通省住宅局長通知。以下「制度要綱」という。)に定める建築物耐震対策緊急促進事業の、費用の一部を補助する場合において、当該市町村に対し、予算の範囲内で、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、法、規則、制度要綱、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱(令和7年3月31日国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号国土交通省住宅局長通知。以下「交付要綱」という。)及び国の関係通知の定めるところによる。

(補助の対象)

第3 補助金の交付対象となる通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物に限る)は、法に定めるもののうち、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が定めた第1次緊急輸送道路に敷地が接しているものとし、他の県補助金の採択を受けないものに対して、県内市町村が当該事業に係る費用の一部を補助するものとする。

(補助金の額)

第4 耐震診断に係る補助金の額は、耐震診断に要する費用の額の6分の1以内の額とする。ただし、耐震診断に要する費用の限度額は、交付要綱のとおりとする。

2 耐震改修に係る補助金の額は、耐震改修に要する費用(設計費、工事監理費、工事費及び第三者評価に要する費用を合算したものとし、建替え又は除却を行う場合にあつては、耐震改修に要する費用相当分とする。)の額の6分の1以内の額とする。ただし、耐震改修に要する費用の限度額は、57,000円/㎡(耐震診断の結果、I s(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は62,700円/㎡)とする。

3 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする市町村は、規則第3条第1項の規定による神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする市町村は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を間接補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に間接補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第6 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、間接補助事業者等が次の各号に該当する

場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ間接補助事業者等が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、間接補助事業者等が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容または交付決定額の基礎となった補助事業等に要する経費に変更が生じた場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第8 第7第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げができる期間)

第9 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(全体設計の承認)

第10 市町村は、補助事業等において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で当該事業を一括して施行する必要がある、かつ施行年度が複数年度にわたる場合は、当該事業に着手する前に、当該事業に係る事業費の総額及び完了予定期日等について、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(状況報告)

第11 規則第10条の規定により、交付決定事業の執行状況及び経費の執行状況の報告を求められた市町村は、知事が指定する期日までに、知事に神奈川県沿道建築物耐震化支援事業実施状況報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第12 規則第12条第1項の規定による実績報告は、神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金実績報告書(第5号様式)により、事業完了の日から30日を経過した日又は、補助事業等の完了の日の属する県の会計年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を間接補助対象経費とする場合にあつては、市町村は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明

らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 消費税及び地方消費税を間接補助対象経費とする場合にあっては、市町村は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わせること。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は10年とする。

(書類の整備等)

第15 補助金の交付を受けた市町村は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）
（第5関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市町村長

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付申請書

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の目的及び内容
別添 補助金交付申請書内訳書（要領第1号様式）のとおり
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
別添 補助金交付申請書内訳書（要領第1号様式）のとおり
- 3 交付申請額 千円
- 4 交付申請額の算出方法
別添 補助金交付申請書内訳書（要領第1号様式）のとおり
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
別添 補助金交付申請書内訳書（要領第1号様式）のとおり

担当者

連絡先電話

第2号様式（用紙 日本産業規格 A4縦長型）
（第8関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市町村長

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金に係る補助事業等を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後
・耐震診断 ・耐震改修 (どちらかに○)		

2 変更（中止、廃止）の理由

--

担当者 _____
連絡先電話 _____

第3号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)
(第10関係)

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市町村長

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金全体設計承認申請書

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱第10の全体設計の承認を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

なお、事業実施に当たっては、県の指導に従います。

担当者
連絡先電話

第4号様式（用紙 日本産業規格 A4縦長型）
（第11関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市町村長

神奈川県沿道建築物耐震化支援事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金に係る補助事業等の令和 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

- 1 補助事業等の執行状況
- 2 補助事業等の経費の執行状況

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）
（第12関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市町村長

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記の事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定額	千円
実績額	千円
不用額 (繰越額)	千円 (千円)

担当者 _____
連絡先電話 _____

第6号様式（用紙 日本産業規格 A4縦長型）
（第13関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市町村長

令和 年度 消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

担当者 _____
連絡先電話 _____